

佐渡市告示第124号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、告示する。

平成5年4月1日

佐渡市長 渡辺 竜五



委託した歳入の 収納事務	歳入の収納事務の委託 を受けた者	委託する期間
サン・スポーツ畑野テニ スコート使用料	特定非営利活動法人お けさ福祉会	平成5年4月1日から 平成5年11月30日まで